

京都市上下水道局告示第39号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成17年2月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名

京都市北区西賀茂大道口町111番地の1

有限会社 船越工業

代表取締役 船越 猛

2 変更事項（営業所の変更）

京都市左京区岩倉大鷲町1番地の27から京都市北区西賀茂大道口町111番地の1

3 指定期間

平成17年2月1日から平成17年3月31日

(上下水道局下水道部管理課)